(別紙)

諮問番号:令和3年諮問第13号 答申番号:令和4年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会(以下「審査会」という。)の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇市長(以下「処分庁」という。)が令和2年10月16日審査請求人に対して行った児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく児童手当支給事由消滅処分(以下「本件処分」という。)に関し、本件処分の内容について何らの事前説明もなされないままに本件処分が行われたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 審査請求人は、平成30年5月分(同年6月支払分)まで、その子に係る児童手当を受給しており、この間、児童手当の受給者(以下「受給者」という。)が引き続き児童手当の支給要件に該当するかどうかを処分庁が確認するため毎年6月中の提出が義務付けられている法第26条の規定による届出(以下「現況届」という。)についても、毎年提出していた。
- 2 処分庁は、平成30年6月、例年の事務として、同月分以降の児童手当に関し、現在の受給者が引き続き児童手当の支給要件に該当するかどうかを確認するための現況届(以下「30年現況届」という。)の提出を当該受給者に案内するため、同年5月31日、審査請求人を含む〇市内の当該受給者に対し、30年度現況届の様式等一式を送付したが、審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付した分は、郵便局から差出人である〇市に差し戻された。
- 3 平成30年7月30日、処分庁は、審査請求人を含む30年現況届の未提出者に対し、「平成30年度児童手当・特例現況届の提出の提出について」とする文書(30年現況届の未提出者に対しその提出を促すとともに、提出が遅れる場合には児童手当の支払が遅延すること等を注意喚起する文書)を送付したが、審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付した分は、2と同様に、郵便局から差出人である○市に差し戻された。
- 4 平成30年8月29日、処分庁は、審査請求人を含む30年現況届の未提出者に対し、「平成30年度児童手当・特例給付現況届の提出について」とする文書(30年現況届の未提出者に対し期限を定めて改めてその提出を促すとともに、①当該期限内に提出されない場合には、児童手当の資格要件の確認ができるまでの間、児童手当の支払が一時差止めとなること及び②さらに提出がされない場合は、「定期支払日の翌日から起算して2年を経過したとき

に、時効により受給権そのものが消滅」する旨を注意喚起する文書)を送付したが、審査 請求人の住民票に記載された住所宛てに送付した分は、2及び3と同様に、郵便局から差 出人である○市に差し戻された。

- 5 平成30年9月25日、審査請求人からの30年現況届の提出がなかったことから、処分庁は、法第11条の規定により、同年6月分から、審査請求人に対する児童手当の支払の一時差止めを行い、その旨を審査請求人に対し通知する文書を審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付したが、2から4までと同様に、郵便局から差出人である○市に差し戻された。
- 6 平成31年2月18日、処分庁は、審査請求人を含む児童手当の支払を差止め中の者に対し、「児童手当に係る書類の提出について」とする文書(現況届等の未提出書類の提出を促すとともに、「支給を受けられなくなってから2年を経過した時は、時効により受給権そのものが消滅」する旨を改めて注意喚起する文書)を送付したが、審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付した分は、2から5までと同様に、郵便局から差出人である○市に差し戻された。
- 7 6による郵便物の差戻しを受け、平成31年3月、処分庁は、審査請求人に対し、事前届 出のあった審査請求人の電話番号に架電し、審査請求人と連絡を取ろうとしたが当該電話 は取られず、また、審査請求人からの折返しの連絡もなかった。
- 8 令和2年10月16日、処分庁は、時効の成立を理由に、審査請求人に対して本件処分を行い、その旨を通知した。なお、本件通知(支給事由消滅通知)は、2から6までと同様に、審査請求人の住民票に記載された住所宛てに送付したが、これらの事例とは異なり、審査請求人の下に送付された。
- 9 令和2年10月28日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求 を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、提出を要する現況届の様式及びそれが提出されないことにより児童 手当の受給権が消滅することの知らせ等の郵便物は○市から一切届いておらず、何も 状況を知らないまま本件処分がなされたが、別に受給している児童扶養手当に関して は、提出を要する現況届の様式は届いており、その手続のために何度も区役所の窓口 に足を運んでいるのに、本件につき職員から何らの説明もなかったのは納得ができな いので、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 処分庁の主張

審査請求人は、現況届の様式等の○市からの郵便物が届かなかったの児童手当の受給権が消滅することを知らなかった等を主張するところ、○市は、審査請求人の住所宛てに度重なる通知及び督促を実施してきたが、いずれも郵便戻りとなったため、やむを得ず審査請求人からの届出を待たざるを得ない状況であった。

処分庁は、上記の郵便物によるもののほか、現況届の提出に関する周知徹底を図るため、「○」や市のホームページである「○」で広く周知しているところであり、現況届の様式もダウンロードが可能な状況で掲出している。

審査請求人は、提出すべき30年現況届が提出されなかった結果、審査請求人の児童 手当の受給権が消滅し、これにより処分庁は、本件処分を行ったものであって、審査 請求人の主張は認められないから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

第5 本件に係る法令の規定等

1 児童手当の支給認定について

法第7条第1項では、児童手当の支給要件に該当する者(以下「一般受給資格者」という。)が児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならないとされており、法第8条第1項では、市町村長が受給資格を認定した一般受給資格者等に対し児童手当を支給するものとされている。

2 児童手当の支給を受けている者の届出義務について

法第26条第1項では、「第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。」と規定されているとともに、同条第3項において、「児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。」と規定されている。また、児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。)第4条第1項では、「一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した(中略)届書を市町村長に提出しなければならない。」と規定されている。

これは、「児童手当の支給を受けている者に、前年の所得の状況、被用者又は被用者等でない者の別、その他児童手当を支給するに当たって必要な事項を届け出させることにより、児童手当の支給が円滑、的確になされることを目的としたものである。」(五訂 児童手当法の解説(平成25年5月10日中央法規出版株式会社発行))(以下「逐条解説」という。)とされ、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別の2つの届出事項は、施行規則第4条第1項に定める現況届の中で記入されることとなっている。

3 届出義務に違反した場合について

法第11条では、「児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。」とされている。

ここでいう「一時差しとめ」とは、逐条解説においては、「将来に向かって支払を 一時延期するに過ぎず、届出等があった場合には、差し止められていた児童手当は遡 って支払われるものである。」とされている。

なお、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(市町村における児童手当関係事務処理について(平成27年12月18日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知)第17条第6項では、「6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届が提出されない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支給を一時差し止めるものとする。」とされている。

4 児童手当の時効について

法第23条第1項では、「児童手当の支給を受ける権利(中略)は、これらを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。」と規定されている。

ここでいう「児童手当の支給を受ける権利」とは、逐条解説においては、「児童手当の支給要件に該当している者が、市町村長等に認定を請求し、市町村長等が認定することにより形成された権利である。」とされ、及び「この権利の具体的内容は、法第8条第4項により、各支払期日ごとに児童手当の支払を受けることである。」とされている。

「児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」(平成24年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡)においては、現況届の提出がなく児童手当が一時差止めとなり、その後、消滅時効が完成した場合は、「各支払期日ごとに児童手当の支払を受けること」をその内容とする基本権(受給権)の時効が完成するとともに、それに基づく支分権(各支払期日ごとに行使し得る児童手当に係る金銭債権)も消滅するとされ、このうち基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知(支給事由消滅通知)を行うこと(時効の援用)により消滅するとされている。

法第26条の規定による現況届等を提出していないため、法第11条の規定により、児童手当の支払が一時差し止められた場合も、時効の問題が生じるが、この場合に関し、逐条解説においては、「この場合の時効の起算日は、支払が一時差止められた月分以降の児童手当に係る最初の支払期における支払日の翌日となる。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1 審理員意見書の要旨
 - (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
 - (2) 理由

本件において、現況届の提出の必要性については、法令で定められていること、また、審査請求人は平成24年度から平成29年度まで児童手当を受給しており、同年度までは現況届を提出していたこと、さらに、処分庁においては、審査請求人本人宛ての通知以外にも、市の広報等を活用し現況届の提出が必要な旨を広く周知していたことから、審査請求人が現況届の提出の必要性を知り得ない状態ではなかったことが認められる。

その上で、処分庁は、督促及び支払の一時差止めの手続を経た上で、なお審査請求人から現況届が提出されないため、当児童手当が時効消滅したことを確認し行った本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

- 2 審査庁による諮問の要旨
 - (1)審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、 棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43 条第1項の規定により、審査会に諮問する。
 - (2) (1)の判断をしようとする理由 1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年12月1日 審査庁が審査会に諮問

令和3年12月7日 第1回調査審議 (第1部会)

令和4年2月8日 第2回調査審議("")

令和4年3月7日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

児童手当の受給者に毎年の提出が法的に義務付けられている現況届について、審査請求人は、平成29年度まではこれを提出したが、30年現況届については、本件処分に至るまでの間、結局提出されなかった。当該届出義務は、第5の2に記載する法令の規定により受給者たる審査請求人に直接に課されるものであるから、審査請求人は、当該義務を果たさなかったことが認められる。

処分庁は、平成30年6月分以降に支給されるべき児童手当について、審査請求人に係る一般受給資格者への該当の有無を、30年現況届に基づいて確認することができなかったため、第5の3に記載する法令等に従い、当該児童手当の支払を一時差し止めた上で、第5の4に記載するとおり、審査請求人の児童手当の基本権(受給権)に関する消滅時効の日が到来した後の同月16日(支払が一時差し止められた月分以降の最初の支払期における支払日の翌日は、本件については平成30年10月11日であったから、法第23条による時効消滅に係る「2年を経過したとき」に当たる日は、令和2年10月11日であった。)、本件処分を行ったものである。

本件においては、次に述べる本件督促の不到達に係る争点以外には、処分庁の違法 又は不当は主張されておらず、かつ、第5に記載する法令等の規定に照らし、本件処 分に違法又は不当を認める点がないと判断されるので、当該争点に関し以下検討する。

- 2 本件督促の不到達が本件処分の違法又は不当の理由となるかどうかについて
 - (1) 処分庁による本件督促等に係る事実及び現況届の提出義務との関係について本件争点に関しては、次の事実が認められる。
 - ア 処分庁が本件処分に至る過程において、処分庁は、審査請求人に対し、30年 現況届の提出を求めるとともに、適宜、児童手当の一時差止め及び消滅時効に 係る注意喚起の目的をもって、第3の2から6までによる文書の送付を試み、 及び第3の7による電話による連絡を行おうとしたが、結局、これらの行為(以 下「本件督促」という。)に係る処分庁の当該通知等は審査請求人に到達しなか ったことが認められること。
 - イ 処分庁は、現況届の提出に関する周知徹底を図るため、アのように受給者に対して個別に行うもののほか、第4の2に述べるとおり、「○」や市のホームページである「○」で現況届の提出について広く周知しており、不到達となった現況届の様式も同ホームページにおいてダウンロードが可能な状況で掲出していたこと。
 - ウ 法令の規定による現況届の届出義務は、直接受給者に課される法的義務であるが、処分庁に何らかの具体的義務を課す法令の規定はないから、ア及びイの 取組は、現況届の円滑な提出のために必要なものとして行われているとしても、

処分庁自らに課された法令上の義務を具体的に果たすための行為とはいえない こと。

(2) 本件督促の不到達の原因について

審査会においては、なぜ、本件督促に係る郵便物が審査請求人に到達しなかったのかについて処分庁からの説明を求めたが、処分庁の事務上の誤りは確認されず、その他の原因によるものも含め、当該不到達の原因を特定することはできなかった。

なお、処分庁の回答としては、次のとおりであった。

- ア 児童手当に係る文書が郵便戻りとなることは、一定程度あること。
- イ 郵便戻りの理由について一概に述べることはできないが、表札が適切に掲示 されていない場合や正確な住所の届出が行われなかった場合には生じるものと 認識していること。
- ウ ○郵便局に電話で照会したところ、住所の記載誤りや表札が掲示されていない場合には郵便戻りが起こり得るとの回答があったこと。

また、表札が掲示されていないが居住していると思われる場合には、郵便局から居住確認をポストに投函する方法で行い、速やかに本人確認が取れた場合には、郵便戻りとせず、送付物をポストに投函することがあるとのこと。

- エ 本件のように郵便戻りとなった場合における処分庁の対応については、郵便 戻りとなった事実をシステムに記録し、住民票上の住所を改めて確認した上で 文書勧奨を4回行い、電話勧奨を1回行うことを通常の対応として行っている こと。本件においても、そのとおりの対応を行ったこと。
- (3) 以上のとおり、①審査請求人による30年現況届の届出義務に関し、処分庁に何らかの具体的義務を課すべき法令の規定がないこと及び、②本件督促の不到達に関し、処分庁に事務上の誤りがあったとは認められないことから、いずれにせよ、本件争点に関して、本件処分について、違法又は不当があるとする余地はない。
- 3 結論

以上の理由から、本件審査請求には、理由がないから、第1の審査会の結論のと おり判断するものである。

京都府行政不服審查会第1部会

委員(部会長)北村和生委員岩崎文子委員岡川英巳